

長野県立大学公的研究費等の不正使用防止等に関する基本方針

平成30年4月1日 規程第335号

長野県立大学は、公的研究費等の不正使用を防止するため、適切な管理等についての基本方針を定める。

1 機関内の責任体系の明確化

研究費の不正防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。

2 適正な運営及び管理の基盤となる環境の整備

適正な運営及び管理の基盤となる環境を整備するために、次の取組を推進する。

- (1) 事務処理手続に関するルールの明確化・統一化
- (2) 職務権限の明確化
- (3) コンプライアンス教育を通じた職員の意識を向上
- (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する運用を透明化

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画

不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定及び実施する。

4 研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、業者との癒着の発生を防止するとともに、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを構築し、研究費の適正な運営及び管理を行う。

5 情報の伝達を確保する体制の確立

大学内での情報共有を推進するとともに、大学の取組や事例を広く学外へ発信する。

6 モニタリングの在り方

不正が発生する可能性を最小にすることを旨とし、大学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備する。